

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
発 行 日 毎月1日・随時	

監 査 公 表

静岡市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定により平成30年3月13日に請求人Aから提出のあった静岡市職員措置請求について、監査した結果を同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成30年4月24日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	亀 澤 敏 之
同	中 山 道 晴

記

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定した。

- 1 本件請求に係る清水区生涯学習交流館使用料徴収事務委託（以下「使用料徴収事務委託」という。）の委託料10,227,600円のうち、平成28年4月21日から平成29年2月15日までの間に前金払された金額9,375,300円の3分の2に相当する額6,250,200円を市の被った損害としてその補填を求める部分を却下する。
- 2 本件請求に係るその余の部分（平成29年3月15日に支出された委託料852,300円の3分の2に相当する額568,200円を市の被った損害としてその補填を求める部分）を棄却する。

第2 請求の内容

- 1 請求人の住所及び氏名

(1) 住所 静岡市清水区

(2) 氏名 A

2 請求書が提出された日

平成30年 3 月 13 日

3 本件請求の要旨

静岡市職員措置請求書及び請求人陳述の内容等を整理すると、請求の要旨は、大要次のとおりである。

(1) 平成29年 3 月 31 日付静岡市監査公表第24号によると、静岡市長は、使用料徴収事務委託において実態を把握することなく、また、事実に応じた適切な積算を行わず、過大な委託料を支出してきた。本件における公金の支出は、法第242条第 1 項に規定する違法若しくは不当な公金の支出に該当するものである。

(2) 平成28年度の委託料に係る支出命令書によると、清水区生涯学習交流館運営協議会（以下「協議会」という。）に対し、平成28年 4 月 21 日から平成29年 3 月 15 日までの間に 10,227,600 円の支出がなされたが、このうち 3 分の 2 に相当する金額 6,818,400 円は、過大な支出と思われる。

(3) 静岡市長は、平成26年度包括外部監査において、適切な積算を行うべきであると指摘されながらも、何ら是正措置をとることもなく、平成27年度及び平成28年度においても従前どおりの支出を続けてきた。

(4) 当該事務を協議会理事長に委託した平成24年度から平成28年度までに、これらの違法若しくは不当な公金支出により静岡市の受けた損害は 30,000,000 円は下らない。

(5) よって、上記 (2) 記載の違法若しくは不当な公金の支出について、責任を有する者に対して当該損害 6,818,400 円の補填を求めるよう、静岡市長に対して勧告することを求める。

第 3 監査の結果を決定した理由

1 監査対象事項の決定

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法・不当な公金の支出等や怠る事実の発生を防止等し、又はこれらによって生ずる損害の補填を求めることなどを通じて、地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のある

らゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な「公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担」又は違法若しくは不当に「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されている。

また、法第242条第2項に「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

これらの点を踏まえて、請求内容及び陳述内容等を総合的に判断し、次のとおり監査対象事項を決定した。

(1) 公金の支出について

請求人は、本件請求において、使用料徴収事務委託に係る委託料として平成28年4月21日から平成29年3月15日までの間に支出された10,227,600円の3分の2に相当する額6,818,400円が違法又は不当な支出であるとして損害の補填を求めているが、当該委託料10,227,600円それ自体は、前記期間内に12回にわたって各852,300円ずつ前金払の方法により支出命令がなされて協議会理事長あてに支払われていることが確認されている。したがって、公金支出の違法・不当を論ずる対象としては、この12回分の支出命令を各個別に取り上げることが相当である。

この点について、請求人は、補正書において平成28年4月1日から平成29年3月31日までの契約履行と支払は一連と考えるべきで、法第242条第2項の「行為のあった日」の起算点は、一連の委託契約の履行を確認した平成29年3月15日とみるべきであると主張するが、相当ではない。

(2) 監査対象について

本件請求の対象となっている委託料を(1)のように解すると、平成28年4月21日支出命令分から平成29年2月15日支出命令分までの11回分の公金支出計9,375,300円は、公金支出のあった日から1年を経過していることになり、その3分の2に相当する額6,250,200円については住民監査請求の対象とすることはできない。

そして、当該委託料のうち、平成29年3月15日に支出命令がなされた分852,300円の公金支出は、未だ1年を経過していないことから、その3分の2に相当する額568,200円について住民監査請求の対象とする。

(3) 正当な理由について

本件請求のうち、(2)において公金支出のあった日から1年を経過しているとされた6,250,200円分の委託料について、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」につき、請求人は、違法若しくは不当な支出があったことを認識したのは、静岡市のホームページに「監査公表」が掲載された平成29年3月31日以降であると補正書において説明するが、この「正当な理由の有無」は、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている点（最高裁昭和63年4月22日第二小法廷判決・最高裁平成14年9月12日第一小法廷判決）から見ると、本件の使用料徴収事務委託及びこれに伴う公金の支出行為が秘密裏に行われていたわけではなく、また、請求人による本件請求のそもそもの根拠となっている平成26年度包括外部監査結果は、平成27年3月30日に公表されていることから、請求人が説明する理由は、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」には該当しない。

(4) 請求の却下について

以上のことから、本件請求のうち平成28年4月21日から平成29年2月15日までの間に前金払された委託料9,375,300円の3分の2に相当する額6,250,200円を市の被った損害としてその補填を求める部分は、1年を経過した不適法な請求として却下を免れない。

よって、第1の1のとおり決定する。

2 監査の経過

(1) 財務会計上の行為の終わった日から1年を経過している可能性がある部分について

「正当な理由」を監査委員の補正命令により求めたところ、平成30年3月22日、請求人から静岡市職員措置請求書の補正書が提出された。

(2) 平成30年4月5日、監査委員は、法第242条第6項の規定により請求人の陳述の機会を

設けた。なお、この陳述には、法第242条第7項の規定により立会人として市民局生涯学習推進課参事及び同課経理係長が関係職員として出席した。

(3) 同日、監査委員は、法第199条第8項の規定及び「静岡市住民監査請求に係る証拠の提出及び陳述等の取扱基準」第6の規定により清水区副区长兼清水福祉事務所長（前市民

局次長)、水道総務課長(前市民局生涯学習推進課長)及び市民局生涯学習推進課経理係長を関係職員として陳述の聴取を行った。なお、この陳述の聴取には、法第242条第7項の規定により立会人として、請求人が出席した。

- (4) 平成30年4月17日、請求人は、上記関係職員の陳述の内容を踏まえ、「静岡市職員措置請求書(住民監査請求書)の追加意見」を提出した。

3 監査委員の判断

本件請求について、次のとおり判断する。

本件請求に係る清水区生涯学習交流館の管理方法とこれに伴う使用料徴収事務委託に係る人件費の積算見直しの経緯及び理由について、関係職員は次のように説明している。

① 清水区生涯学習交流館は、法第244条の2第3項の規定に基づき、協議会を指定管理者として管理させている。

一方、清水区生涯学習交流館に係る使用料徴収事務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。)第158条第1項の規定により協議会理事長に委託している。

② 使用料徴収事務委託は、指定管理業務である施設等の使用許可に関する一連の事務の流れの中で発生するため、単独随意契約の方法により指定管理業務を行う協議会の理事長に委託しているが、使用料の徴収は施設等の利用の申請者から施設等の利用目的等を聴き取り、納付義務の有無や納付金額を判断する必要があるため、通常は使用許可に関する事務と同じ職員が担当する(こうした業務を以下「相談業務」という)。

この相談業務は、指定管理業務の一部とも使用料徴収事務委託の一部ともとることができるため、指定管理業務と使用料徴収事務委託の明確な線引きは難しい。

③ 市は、清水区生涯学習交流館について、平成24年度から平成28年度までを第1期として指定管理を実施し、平成29年度から平成33年度までを第2期として指定管理を実施している。平成26年度の包括外部監査人の指摘を受けて、平成29年度からの第2期の指定管理の更新の時期に合わせて使用料徴収事務委託に係る積算を見直し、

1日当たりの所要時間を3分の1とし、これに伴う人件費の積算額も3分の1とした。その見直しの内容は次のとおりである。

i) 従前は、相談業務が使用料の徴収と密接な関係にあることを考慮して相談業務を徴収事務の一部として整理していたため、相談業務とその他の徴収事務（使用料の受取り、金庫の確認、担当課への報告、金融機関への払込み、関係書類の作成等の業務）とを併せて徴収事務の1日当たりの所要時間を75分と想定した上で、使用料徴収事務委託に必要な人工を0.1人工としていた。

ii) しかし、包括外部監査人の指摘は使用料の徴収件数に着目したものであったことから、相談業務は指定管理業務である施設等の使用許可に関する事務の一部と考え、1つの生涯学習交流館につき1日当たりの相談業務の所要時間を積算したところ50分であったため、使用料徴収事務の1日当たりの所要時間をこれまでの75分から相談業務に係る50分を差し引いた25分として積算した結果、人工や積算金額が3分の1となった。

④ このように、清水区生涯学習交流館に係る指定管理業務の一部として相談業務を積算したことにより使用料徴収事務委託の人件費の積算金額が3分の1になった結果に過ぎず、積算を見直すまでに支払った委託料の3分の2に相当する額は、積算を見直した後も指定管理料の一部として支払う必要があるものである。

公の施設を指定管理の方法により管理し、条例に定める使用料を市の収入として徴収する場合に指定管理者として指定された者に対して随意契約の方法により法施行令第158条第1項による徴収事務委託を行うことは通例であるが、その場合の実際の窓口事務においては、申請者に対する利用目的の聴取、使用料の納付義務の有無の確認などの相談業務とともに使用料徴収のための一連の事務が相互に密接に関連しながら指定管理業務と使用料徴収事務委託の双方の事務処理が行われるものである。

清水区生涯学習交流館の管理においても同様の方法により、協議会を指定管理者とした上で協議会理事長に使用料徴収事務委託を行っていたものであるが、平成26年度に実施された包括外部監査においては、このような事務処理の実態が考慮されることなく単に使用料徴収事務委託の契約上の所要時間と使用料徴収件数のみを取り上げられて人件費積算の不均衡が指摘されたものと解される。請求人は、この包括外部監査結果及びその後の人件費の積算見直しの点のみを捉えて見直し前の平成28年度の使用料徴収事務委託に係る委託料の支出を過大であったとするが、指定管理業務の一部としての相談業務と使用料の

徴収業務が一連のものであるとの視点を欠いたものである。

本件においては、市が包括外部監査に対する措置として、平成29年度から使用料徴収事務委託に係る委託料の人件費積算を3分の1に見直した経緯や理由についての関係職員の説明は合理的であり、首肯できるものである。

それによれば、平成29年度の使用料徴収事務委託に係る人件費の積算見直しにより削減された委託料相当額は、もともと平成28年度における使用料徴収事務委託の人件費の積算に含まれていた相談業務に相当する部分が改めて平成29年度以降の指定管理料の積算に反映される結果となったに過ぎないものであると認められ、このような経緯による人件費の積算に基づく予定価格を前提とした平成28年度の使用料徴収事務委託に係る委託金額それ自体には特段の問題があるわけではなく、これに基づく委託料の支払に過大な支出があったということとはできない。

以上のとおり、平成29年3月15日に協議会理事長に支出された使用料徴収事務委託に係る委託料852,300円の3分の2に相当する568,200円は違法又は不当な支出ということとはできず、したがって、本件請求に係る損害補填措置の請求には理由がないから、第1の2の監査の結果のとおり判断するものである。